

【資料1】

通学区域

糸島市立小中学校の通学区域を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、糸島市立小中学校の通学区域（以下「学区」という。）の指定に
関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 糸島市立小中学校の学区は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(学区の特例)

第3条 前条の学区に基づく就学予定者、児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当する場合には、保護者の申立てによりその学区を変更することができる。

- (1) 心身の故障により指定学校に通学することが困難な場合
- (2) 転出、転居等により学校を変更することが著しく教育に支障を来す場合
- (3) その他教育長が必要と認める事由がある場合

(別表第1)

小学校	通学区域(行政区)
前原小学校	浦志西、浦志南、油比、新田、上町中央、上新町、前原東町、北本町、南本町、前原西町、北新地、筒井町
加布里小学校	東、神在一、神在二、神在三、神在四、神在五、岩本、加布里東、加布里中、加布里西
波多江小学校	高田東、高田西、池田南、池田北、板持、波多江
長糸小学校	白糸、川付、長野、飯原、本、瀬戸
雷山小学校	雷、高野、高上、山北、三坂、香力、蔵持、有田、平原、東蔵持、有田中央、県営有田団地、富
怡土小学校	瑞梅寺、井原、三雲、曾根、井田、高来寺、大門、高祖、末永、西堂、王丸、川原
怡土小学校 王丸分校	王丸の第1学年及び第2学年、川原の第1学年及び第2学年
前原南小学校	上町、老松町、笠山町、篠原一、篠原二、篠原三、中央、西伏龍団地、伊都の杜
南風小学校	荻浦、南風台一・二丁目、南風台三丁目、南風台四丁目、南風台五丁目、南風台六・七丁目、南風台八丁目、美咲が丘東、美咲が丘西、多久
東風小学校	浦志東、泊一、泊二、泊三、志登、潤南、潤北

深江小学校	松末、下松末、片山、湊町、祇園町、深江新町、深江西町、深江東町、福永、塩屋町、古家町、本町、元町、南町、道元、やよい野、白浜町、宮小路・堂山、淀川
福吉小学校	佐波、大入、福井、吉井下、吉井上、鹿家
一貴山小学校	一貴山、上深江、石崎、満吉、長石、波呂、松国、武、田中、浜窪
桜野小学校	桜井東、川上、大町、久米、松井、本村、野北浜、間少路
可也小学校	稻留、新開、吉田、井田原、松隈、馬場、津和崎、初、初団地、富士見ヶ丘、ひかりが丘、師吉、師吉団地、大浦台、大石、稲葉、薫る坂、親山、大塚、小金丸西
引津小学校	小富士、御床、松原、東貝塚、西貝塚、寺山、香月、久家、船越、志摩新町、岐志岡、岐志浜、芥屋、野辺福の浦
姫島小学校	姫島

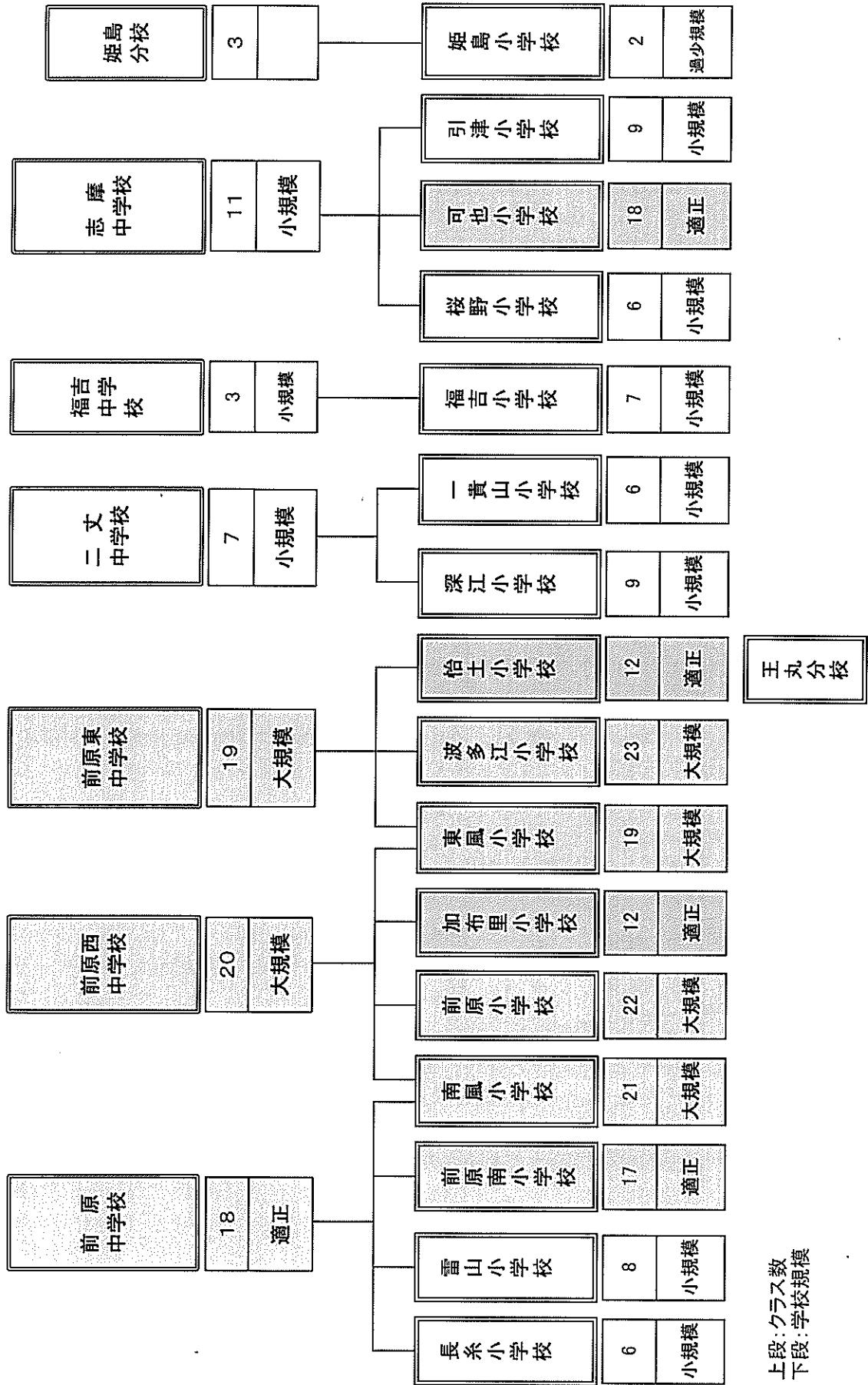
(別表第2)

中　学　校	通学区域(小学校区)
前原中学校	長糸小学校区、雷山小学校区、前原南小学校区、 <u>南風小学校区の内南風台一・二丁目、南風台三丁目、南風台四丁目、南風台五丁目、南風台六丁目・七丁目、南風台八丁目、多久</u>
前原東中学校	波多江小学校区、怡土小学校区、 <u>東風小学校区の内志登、潤南、潤北</u>
前原西中学校	前原小学校区、加布里小学校区、 <u>南風小学校区の内荻浦、美咲が丘東、美咲が丘西、東風小学校区の内浦志東、泊一、泊二、泊三</u>
二丈中学校	一貴山小学校区、深江小学校区
福吉中学校	福吉小学校区
志摩中学校	桜野小学校区、可也小学校区、引津小学校区
志摩中学校 姫島分校	姫島小学校区

区域外就学の基準《糸島市》

1	他市町村許可によるもの
2	最終学年（小6・中3）での転居・転出は卒業まで許可
3	学期途中の転居・転出は当該学年末まで可。例外として転居（市内間異動）の場合は、友人関係等配慮のため小学1年等中途学年であっても、最長で当該学校卒業まで従前校就学を許可
4	教育的配慮（DVや保護者の債務問題等による事情をその都度判断）
5	引越完了・住民票異動完了まで
6	学校行事（運動会等）終了まで
7	新住所（自宅新築等）予定地の学校区へ年度当初・学期当初からの就学を許可（契約書等必要）
8	長期入院による院内学級（福大病院等）入級
9	保護者の長期入院や仕事の都合等により市内の親類宅から通学する場合（原則として市内住民のみ）、最長で当該学校卒業まで
10	いじめを理由とした指定校変更
11	特別支援学級入級のため（指定校に該当する特別支援学級がない場合）
12	希望する部活動が指定校にない場合のみ、部活動による就学校選択
13	分校区域から本校への就学
14	上記1～13の理由により兄姉が区域外就学している場合、弟妹も最長で当該学校卒業まで同一校への就学を許可

糸島市内の小中学校の状況



上段: クラス数
下段: 学校規模

○	小学校
□	中学校
着色	小学校区
——	中学校区

